

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

OGAKISEINO SHINKIN BANK

1 連結の範囲に関する事項

1 自己資本比率告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結財務諸表規則の第5条第2項において、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができることとなっています。

一方、自己資本比率告示第3条においては当該規定を適用せず、同告示で別途定めがあるもの以外は原則としてすべての子会社を連結することとなります。

したがって、連結財務諸表規則第5条第2項を適用して一部の子会社を除いた場合には、自己資本比率告示に基づく計算と相違することになりますが、当金庫の連結グループのなかでは連結対象となる子会社を除いていませんので、相違点はありません。

2 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

当金庫の連結グループのうち、連結子会社は「だいしんビジネスサービス(株)」の1社で、現金の精査整理業務及び現金等の集配業務、重要書類等の輸送管理業務、広告宣伝用雑貨・事務用機械器具の調達・管理業務、証券資料等の作成業務等、当金庫からの受託業務処理を主要な業務としています。

3 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

金融業務を営む関連法人等については自己資本比率の算出において特例が認められていますが、当金庫の連結グループにおいては、該当する会社はありません。

4 信用金庫法(昭和26年法律第238号)第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第2号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

「信用金庫法第54条の21第1項第1号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの」は、だいしんビジネスサービス(株)が該当しますが、同社は当金庫の連結グループに属しており、同様の業務を営む会社で当金庫の連結グループに属していない会社は該当ありません。

また、「同項第2号に掲げる会社」は、新たな事業分野を開拓する会社として法令により特定された会社ですが、これに該当する会社で当金庫の連結グループに属していない会社はありません。

5 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2 自己資本調達手段の概要

当金庫グループの自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

3 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫グループは、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

4 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額、非予想損失額を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会が協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

また、連結される子会社及び子法人等は、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を引き当てています。

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター (R&I)
- ・ スタンダード&プアーズ (S&P)
- ・ 日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ (Moody's)

5 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

なお、連結される子会社及び子法人等は、貸出業務を行っていませんので、信用リスク削減手法は適用していません。

6 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全率との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

なお、連結される子会社及び子法人等においては派生商品取引を行っていません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性及びスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター (R&I)
- ・ スタンダード&プアーズ (S&P)
- ・ 日本格付研究所 (JCR)
- ・ ムーディーズ (Moody's)

8 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理について、当金庫グループでは規定等の整備を進め、その認識強化に努めています。特に、当金庫においては本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、当金庫において苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めています。

また、連結グループ内での個人データの共同利用については規定等を整備し、厳正な取扱いを行っています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当金庫、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、当金庫ではオペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では基礎的手法を採用しています。

9 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況につ

いては、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

連結される子法人等において、若干の有価証券を保有していますが、業務として有価証券運用は行っていません。このため、特に規定は設けていませんが、市場リスクに対し十分留意して適切な取扱いを行っています。

10 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。
- (2) リスク管理及びリスク削減の方針
リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。期中においては、リスク管理部がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。
- (3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。
- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法
資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項
 - ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔNIIは当期から計測を開始しているため、前期は計測しておりません。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。
- (2) その他の金利リスク計測について
 - ① 金利ショック
当金庫では、主としてVaR (バリュー・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

OGAKISEINO SHINKIN BANK

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,330	45,883
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,113	3,125
うち、利益剰余金の額	42,280	42,819
うち、外部流出予定額(△)	62	62
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は、評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	434	519
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	434	519
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	221	165
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	110	90
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	46,097	46,657
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲー・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	208	165
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲー・サービング・ライツに係るもの以外の額	208	165
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	78	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲー・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲー・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	286	165
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	45,810	46,491
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	328,551	338,505
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,569	△3,423
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,552	△4,342
うち、上記以外に該当するものの額	983	919
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,666	14,373
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	343,217	352,879
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.34%	13.17%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています。)
3. 用語の説明については、「I. 単体における事業年度の開示事項」に記載していますのでご参照下さい。(以下の表についても同様です。)

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
(注) その他金融機関等とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	328,551	13,142	338,505	13,540
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	313,628	12,545	318,683	12,747
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	336	13	241	9
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	314	12	284	11
我が国の政府関係機関向け	1,209	48	1,165	46
地方三公社向け	423	16	696	27
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,334	1,533	36,192	1,447
法人等向け	117,170	4,686	125,359	5,014
中小企業等向け及び個人向け	85,190	3,407	86,626	3,465
抵当権付住宅ローン	8,659	346	8,961	358
不動産取得等事業向け	22,766	910	22,329	893
3ヵ月以上延滞等	994	39	975	39
取立未済形	56	2	38	1
信用保証協会等による保証付	1,505	60	1,486	59
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	3,126	125	2,584	103
出資等のエクスポージャー	3,126	125	2,584	103
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	33,540	1,341	31,739	1,269
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	13,261	530	12,750	510
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,107	44	992	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	15,372	614	14,197	567
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
S T C 要件適用分	-	-	-	-
非 S T C 要件適用分	-	-	-	-
再証券	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	19,491	779	23,246	929
ルック・スルー方式	19,491	779	23,246	929
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	983	39	919	36
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,552	△222	△4,342	△173
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,666	586	14,373	574
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	343,217	13,728	352,879	14,115

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産、転リースに係るリース投資資産(リース債権)等のリスク・アセットを合計しています。

3. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

4. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引			
		2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国	内	728,124	710,340	333,600	341,755	209,298	189,543	-	0	984	1,303
国	外	34,997	34,638	-	-	34,997	34,638	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別合計	763,122	744,979	333,600	341,755	244,296	224,181	-	0	984	1,303
	製造業	82,994	83,022	51,674	51,329	31,320	31,692	-	0	334	350
	農業、林業	815	937	815	937	-	-	-	-	6	5
	漁業	4	15	4	15	-	-	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,716	1,533	1,653	1,533	63	-	-	-	-	-
	建設業	29,143	28,724	23,986	23,846	5,157	4,878	-	-	51	28
	電気・ガス・熱供給・水道業	8,018	9,395	85	725	7,933	8,669	-	-	-	-
	情報通信業	5,700	6,697	281	367	5,075	5,329	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	37,490	34,286	7,214	6,800	30,276	27,486	-	-	2	1
	卸売業、小売業	33,547	33,231	22,992	22,670	10,555	10,561	-	-	128	33
	金融業、保険業	255,563	244,689	19,347	23,077	68,136	59,355	-	0	-	-
	不動産業	45,159	49,119	36,088	40,212	9,070	8,906	-	-	135	569
	物品賃貸業	6,005	6,567	2,500	3,162	3,505	3,404	-	-	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	1,953	2,484	1,723	2,254	230	230	-	-	0	0
	宿泊業	72	72	72	72	-	-	-	-	-	-
	飲食業	2,784	2,810	2,784	2,810	-	-	-	-	55	18
	生活関連サービス業、娯楽業	2,969	3,018	2,268	2,317	700	700	-	-	19	-
	教育、学習支援業	1,083	1,102	1,083	1,102	-	-	-	-	-	-
	医療、福祉	10,855	10,054	10,855	10,054	-	-	-	-	-	-
	その他のサービス	7,229	7,327	7,079	7,176	150	150	-	-	40	10
	国・地方公共団体等	100,210	87,905	28,089	25,090	72,120	62,815	-	-	-	-
	個人	112,894	116,031	112,894	116,031	-	-	-	-	209	284
	その他	16,909	15,951	106	166	-	-	-	-	-	-
	業種別合計	763,122	744,979	333,600	341,755	244,296	224,181	-	0	984	1,303
	1年以下	205,108	188,615	37,846	40,165	25,487	20,133	-	0		
	1年超3年以下	71,139	79,065	19,686	17,798	40,852	39,598	-	-		
	3年超5年以下	70,070	73,432	27,919	31,167	42,065	42,127	-	-		
	5年超7年以下	58,319	55,216	26,425	30,847	31,840	24,260	-	-		
	7年超10年以下	82,845	78,398	38,134	29,816	31,675	38,566	-	-		
	10年超	221,342	217,232	152,464	160,692	68,878	56,540	-	-		
	期間の定めのないもの	6,930	37,489	-	31,100	3,495	2,954	-	-		
	その他	47,364	15,527	31,123	166	-	-	-	-		
	残存期間別合計	763,122	744,979	333,600	341,755	244,296	224,181	-	0		

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。

3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△282	434	84	519
個別貸倒引当金	△284	3,228	26	3,254
合計	△566	3,663	110	3,773

Ⅷ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		2018年度	2019年度
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度		
製造業	△119	△14	2,423	2,409	-	22
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	△0	-	-	-	-	-
建設業	2	4	44	48	24	4
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	9	4	13	6	1
卸売業、小売業	23	△49	103	54	2	0
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	△58	114	342	456	-	0
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	△13	0	9	9	6	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	△37	△6	25	19	12	-
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	16	16	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	0	-	-
医療、福祉	△19	△12	12	-	-	-
その他のサービス	△4	△7	14	7	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△58	△21	230	209	18	0
合計	△284	26	3,228	3,254	70	27

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	-	187,598	-	171,194
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	30,381	100	29,410
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	37,146	167,237	37,851	158,615
35% (抵当権付住宅ローン)	-	24,741	-	25,605
50% (格付適用債券、3ヵ月以上延滞債権)	79,043	123	76,882	13
75% (中小企業等・個人向け債権)	-	104,810	-	105,225
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3ヵ月以上延滞債権等)	11,945	117,462	17,254	119,692
150% (3ヵ月以上延滞債権)	-	486	-	530
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	-	2,044	-	2,602
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	-	-	-	-
その他(上記区分に該当しないもの)	-	-	-	-
合計		763,122		744,979

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. 3ヵ月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。
 4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,381	2,974	30,254	29,803	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 連結される子会社及び子会社等においては、リスク削減手法を適用していませんので、開示額は単体と同様です。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	-	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	0

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
① 派生商品取引合計	-	0	-	0
(i) 外国為替関連取引	-	0	-	0
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	-	0	-	0

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	-	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) その他	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度		2019年度		2018年度		2019年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	-	-	-	-	-	-	-	-
50%	-	-	-	-	-	-	-	-
100%	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

Ⅱ 連結における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	2018年度		2019年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,280	4,280	3,505	3,505
非上場株式等	3,555	-	3,555	-
合計	7,835	-	7,060	-

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	79	0
売却損	0	152
償却	56	250

ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	909	676

ニ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
評価損益	-	-

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	46,209	49,356
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク							
項番		イ		ロ			
		ΔEVE				ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末		
1	上方パラレルシフト	20,546	23,318	328			
2	下方パラレルシフト	4	0	32			
3	スティープ化	17,009	19,854				
4	フラット化	2	0				
5	短期金利上昇	2,454	3,459				
6	短期金利低下	0	0				
7	最大値	20,546	23,318	328			
		ホ		ヘ			
		当期末		前期末			
8	自己資本の額	46,491		45,810			

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。